

令和7年度大分県福祉のまちづくり推進協議会 会議録

日時：令和7年12月22日（月）10：00～11：30
場所：県庁新館5階 51会議室

(1) 「大分県福祉のまちづくり条例」新築等届出状況等について

委員発言	回答	事務局回答
建物規模にかかわらず、適用除外の件数が昨年度よりも増えているが、最近の傾向を教えてください。	福祉保健 企画課	建物規模の大小を問わず基礎的基準への適合対象となっている児童福祉施設や老人福祉施設、病院、診療所に加え、最近では共同住宅における適用除外件数が増えている。
階段における適用除外について、エレベーターを使用することの多い共同住宅であっても、停電や災害時といった有事の際を考えると、適用除外としない方が良い。	福祉保健 企画課	庁内やその他関係者とも議論していきたい。
今回作成した適用除外に係る留意事項については、適用除外を認めざるを得ないケースについて改めて明文化するのか、それとも規制や緩和を目的とするものか。	福祉保健 企画課	明文化するもの。県や市の土木担当者や民間の審査機関が、条例に基づく新築等の届出に係る受付等を行っているため、適用除外の判断に係る共通認識が図られるよう初版を作成した。今後、随時ブラッシュアップを行っていく予定。
適合証の発行について、物理的にコストをかけて改善した事業所と、コストをかけず運用により改善した事業所が同じ適合証では、事業所のインセンティブにつながらないと思われるため、差別化を検討してみたいか。	福祉保健 企画課	適合証の差別化については、実施の有無も含め、庁内やその他関係者とも今後議論していきたい。

(2) 「大分県福祉のまちづくり条例施行規則」について

委員発言	回答	事務局回答
資料3(P17)の下において、県規則の欄に記載のある「床面積3,000㎡」は、バリアフリー法上の2,000㎡よりも基準が緩いと思われるが、どのような施設が該当しているのか。	福祉保健 企画課	県規則における「床面積3,000㎡」は「事務所」、「工場」、「複合用途建築物」の3種類であり、県としては特別特定施設に位置づけているが、国のバリアフリー法上は位置づけられていないため、県規則の方が国の基準よりも厳しい基準となっている。

(3) 福祉のまちづくりに関する取組について

委員発言	回答	事務局回答
<p>大分あったか・はーと駐車場利用証制度について、2年前に利用証を交付してもらったが、利用証に「耳マーク」がなかったため、今後検討してほしい。</p>	<p>福祉保健 企画課</p>	<p>耳マークの表示については今後事務局で検討する。 【確認結果】 会議の中では「事務局で検討する」としたが、令和5年度から、聴覚障害のある方から申請があった場合には利用証発行時に「耳マーク」のシールを貼って交付している。</p>
<p>既設の点字ブロックに係る修繕整備において、周囲の道路と色調を合わせるなど統一感を出すことは可能か。</p>	<p>建設政策 課</p>	<p>整備する箇所ごとに市町村や関係団体とも協議しながら進めているところであり、周りの景観への配慮や更新の仕方については、今後も意見を聞きながら進めていきたい。</p>
<p>道路等に設置されている小さいタイルの目が劣化した場合、高齢者が躓き転倒する事例がある。今後の整備についてはアスファルトの方が安全と感ずるので検討してほしい。</p>	<p>建設政策 課</p>	<p>景観に配慮してタイルを使用している箇所もあるため、ご意見を踏まえ関係団体等と意見を交わしながら、進めていきたい。</p>
<p>駅の窓口において、聴覚障害者が切符割引を購入する際に目で見てわかるような表示をしてほしい。</p>	<p>九州旅客 鉄道株式 会社</p>	<p>弊社としては身体等の不自由な方との意見交換を定期的実施しており、施策に反映しているところ。聴覚障害のある方にも割引などの告知がしっかり届くよう、社内で議論していきたい。</p>
<p>音響信号機は夜間や早朝では鳴らないことが多いが、視覚障害者の中には夜間や早朝に移動する場合もあるため、低い位置で鳴り遠くまで響かず、振動が付いているLED信号機の導入を検討してほしい。</p>	<p>県警交通 規制課</p>	<p>音響信号機の鳴動時間帯や音量については地域の声を聞きながら慎重に判断していきたい。また、関西地方で一部導入されているLED信号機は新しいタイプの機器であるため、現段階では十分な効果等の確認ができていないところ。今後、導入効果等を踏まえ検討していきたい。</p>
<p>エレベーターを利用した際に、かご内で到着階を音声で知らせる機能を付してほしい。</p>	<p>福祉保健 企画課</p>	<p>条例や施行規則を確認し、改めて回答したい。 【確認結果】 エレベーターのかご内における到着階をお知らせする音声案内については、「大分県福祉のまちづくり条例施行規則」「別表第二」「一 建築物の基礎的基準」「第六号エレベーター及びその乗降ロビー（一）又（ハ）」で「籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。」と明記されており、到着階に係る音声案内装置の設置について規定している。</p>

<p>多目的トイレ内において、どのボタンが水を流すボタンかわからないことが多くあるため、視覚障害者でも使いやすい多目的トイレにしてほしい。</p>	<p>福祉保健 企画課</p>	<p>トイレメーカーに確認し、改めて回答したい。 【確認結果】 一部大手トイレメーカーに確認したところ、水洗ボタンの場所をお知らせする音声案内は現状存在していないが、紙巻器（いわゆるトイレトーパーホルダー）の上に水洗ボタンを配置することが「公共トイレ操作系JIS（JIS S 0026）」で定められているため、水洗ボタンを探す際には参考としていただきたい。</p>
<p>トイレの操作パネルにおいて、手すりを持って立つ場合、誤って肘でボタンを押してしまうことがあり、使いづらさを感じている。操作パネルの規格を統一してほしい。</p>	<p>福祉保健 企画課</p>	<p>トイレメーカーに確認し、改めて回答したい。 【確認結果】 一部大手トイレメーカーに確認したところ、公共施設における操作パネルのボタンは側面にあり、パネル上部にボタンがないものが多いが、家庭用操作パネルにおいては、上部にトイレ蓋の開閉ボタンなどが付いているものがほとんどである模様。メーカーに対しては、このようなご意見をいただいたことを伝達した。</p>
<p>大分あったか・はーと駐車場利用証制度について、車いす利用者の駐車スペースがなぜ広く必要なのかを多くの県民に啓発周知してほしい。</p>	<p>福祉保健 企画課</p>	<p>窓口での利用証発行時にはチラシをお渡ししながら、車いす利用者は乗り降りの際十分な空間が必要であるため、車いす利用者ではない方はなるべくプラスワン区画を使用していただきたい旨を丁寧に説明するとともに、様々な研修の場や県のホームページでも周知を図っているところ。今後も丁寧な広報を行っていきたい。</p>

(4) その他

委員発言	回答	事務局回答
<p>本会議の中で、バリアフリーの取組に係る先進事例や好事例を写真等を用いて紹介することを検討してほしい。</p>	<p>福祉保健 企画課</p>	<p>次回以降の開催に向けて、検討していきたい。</p>